

平成31年度保育施設入所選考基準

選考指数

基礎指数

居宅内外労働	主たる保育者が週5日以上、かつ40時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	82
	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	72
	主たる保育者が週12時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	62
	主たる保育者が週12時間以上、内職をしている場合	52
	主たる保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	72
	主たる保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週12時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	62
	主たる保育者が上記以外の就労等の場合	42
就学	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、就学している場合	72
	主たる保育者が週12時間以上、就学している場合	62
	主たる保育者が上記以外の就学等の場合(就学予定含む)	42
疾病等	主たる保育者が長期入院している場合や、寝たきり等で全面的に介助が必要である場合	91
	主たる保育者が長期疾病等で常時安静を要し、日中介助を必要とする場合	71
	主たる保育者が日中介助を必要としないが、自宅療養を指示されており保育が困難な場合	51
	主たる保育者が上記以外の疾病等で保育が困難な場合	31
障害等	主たる保育者が重度の障害を有し、保育が常時困難な場合	91
	主たる保育者が中度の障害を有し、保育が常時困難な場合	71
	主たる保育者が上記以外の障害を有し、保育が常時困難な場合	51
介護・看護等	主たる保育者が同居の親族等を常時介護又は看護しており、対象となる者が重度の障害者(児)又は寝たきり等で全面的に介助が必要な者である場合	83
	主たる保育者が日中介護又は看護しており、対象となる者が中度以上の障害者(児)、長期疾病等で長期入院中又は常時安静を要する状況で介助を必要とする場合	63
	主たる保育者が上記以外の介護・看護等で保育が困難な場合	43
妊娠・出産等	主たる保育者が出産予定日の前後2か月の期間である場合、又は主たる保育者が妊娠中であり、心身の状態から保育が困難と判断される場合	40
祖父母等と子どもの世帯	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	100
	その他の祖父母等と子どもの世帯	80
災害等	主たる保育者が居宅を失い又は破損し、その復旧にあっている場合	100
関係機関及び施設の依頼等	関係機関からの入所依頼があるものや社会的養護が必要で里親委託が行われているもの等、特別な支援を要する場合	100
就労確定	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	60
	主たる保育者が週12時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	50
	主たる保育者が上記以外で、居宅内外で働くことが確定している場合	40
就労希望	ひとり親世帯で主たる保育者が求職活動をしている場合、又は生計中心者の失業等で主たる保育者が求職活動をしている場合	40
	主たる保育者が求職活動中の場合	20
その他	東大阪市内に居住している場合	10
	主たる保育者が求職活動をしていない場合又は上記以外の場合	0

調整指数

保護者状況による加点	
3	主たる保育者が就労時間の延長を予定しており、延長後の就労時間が現在の基礎指数の区分より上位の区分に該当する場合
14	主たる保育者が東大阪市内認可保育施設において、保育士等として、就労中又は就労が確定している場合
世帯状況による加点	
10	生活保護受給世帯(保育施設入所により自立が期待できる場合)
12	ひとり親世帯(就労・就労確定)
2	ひとり親世帯(上記と就労希望を除く)
児童状況による加点	
20	関係機関からの入所依頼があるものや社会的養護が必要で里親委託が行われているもの等、特別な支援を要する児童
11	兄弟姉妹が別々の市内認可保育施設(2・3号)に入所しており、一方が入所することで2園分離が解消される施設を第1希望とする場合
7	2歳クラスまでの市内認可保育施設の卒園予定児童で、保育の継続を図る必要がある場合(提携先のある園の卒園児を除く)
5	児童の兄弟姉妹が既に市内認可保育施設(2・3号)に入所している場合(2園分離加点世帯除く)
5	児童が認可外保育施設(企業主導型保育は除く)、就労型一時預かり等を、主たる保育者の入所要件に見合う日数・時間利用をしている場合、又は市外認可保育施設に委託入所している場合

【特記事項】
○家庭状況等、特別な事情がある場合は、選考において配慮することができる。
○選考において、選考指数が同じ場合、基礎指数が高いもの、希望順位が高いもの、主たる保育者の週当たりの通算就労時間が長いものの順に優先するものとする。
○主たる保育者が育児休業中の場合、入所理由証明書等において、入所後速やかに就労復帰することが確認できる場合、就労に準じて選考するものとする。
○認定こども園において、利用定員を満たした状況で教育・保育の受け入れ枠の変更が必要な場合、教育利用児童の保育利用の希望について入所選考上一定配慮することができる。
○家庭保育が可能な状況での認可外保育施設等の利用については、調整指数の加算対象としないものとする。
○「重度の障害」とは、療育手帳のA、身体障害者手帳の1級及び2級、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する場合。
○「中度の障害」とは、療育手帳のB1、身体障害者手帳の3級及び4級、精神障害者保健福祉手帳2級及び3級に該当する場合。
○主たる保育者とは、父子家庭を除き原則母親とする。
○保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、子育て支援員、看護師・准看護師等の資格を有し、保育の業務を行うものとする。
○天災・その他理由により保育施設が閉園する場合において、該当施設に在園する児童の他の保育施設での保育の継続希望について、入所選考上一定配慮することが出来る。